

熊野町と株式会社アイオイ保険センターとの
地方創生に関する包括連携協定

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社アイオイ保険センター（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接かつ包括的に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1)地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (2)防災・災害対策に関すること。
- (3)産業振興・中小企業支援に関すること。
- (4)観光振興に関すること。
- (5)農業の振興に関すること。
- (6)その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

4 乙は、第1項各号に掲げる事項の実施にあたり、営利を目的としない。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和4年1月27日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町
町長

三村裕史

乙 広島県東広島市西条中央四丁目1番24号
株式会社アイオイ保険センター
代表取締役

堀内充輝

熊野町商工会と株式会社アイオイ保険センターとの
地方創生に関する包括連携協定

熊野町商工会（以下「甲」という。）と株式会社アイオイ保険センター（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接かつ包括的に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1)地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (2)防災・災害対策に関すること。
- (3)産業振興・中小企業支援に関すること。
- (4)観光振興に関すること。
- (5)農業の振興に関すること。
- (6)その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

4 乙は、第1項各号に掲げる事項の実施にあたり、営利を目的としない。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和4年1月27日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝四丁目17番13号
熊野町商工会
会長

宮田文士

乙 広島県東広島市西条中央四丁目1番24号
株式会社アイオイ保険センター
代表取締役

堀内克輝